

新リース会計基準に伴う会計規の改正、公布——法務省

去る3月31日、法務省は、法務省令14号「会社計算規則の一部を改正する省令」を公布した。ASBJによる企業会計基準34号「リースに関する会計基準」の公表等を受けて、所要の改正を行うもの（<https://www.kampo.go.jp/20250331/20250331g00071/20250331g000710079f.html>）。

主な改正内容

定義規定について、「使用権資産」や「ファイナンス・リース」等の改正が行われた（会計規2③五十六他）。

適用関係

また、「リースにより使用する固定資産に関する注記」を「リースに関する注記」として、借手および貸手それぞれの注記事項が示された（会計規108）。

公布の日から施行され、2027年4月1日以後に開始する事業年度および連結会計年度に係る計算書類および連結計算書類について適用される。ただし、2025年4月1日以後に開始する事業年度および連結会計年度から早期適用可。

株主総会前の有報提出、要請——金融庁

去る3月28日、金融庁は、金融担当大臣名で、全上場企業に対し、「株主総会前の適切な情報提供について」と題する要請を行った（<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250328-2/20250328-2.html>）。

また、「リースにより使用する固定資産に関する注記」を「リースに関する注記」として、借手および貸手それぞれの注記事項が示された（会計規108）。

公布の日から施行され、2027年4月1日以後に開始する事業年度および連結会計年度に係る計算書類および連結計算書類について適用される。ただし、2025年4月1日以後に開始する事業年度および連結会計年度から早期適用可。

そのうえで、実務上の課題もあることから、有報を株主総会前の望ましい時期に開示する取り組みを進めるための第一歩として、今年から、まずは有報を株

主総会の前日ないし数日前に提出することの検討を行うことを要請するもの。

金融庁は、2025年3月期以降の有報の提出状況について実態把握を行い、有報レビュー

期中会計基準等、次回公表議決へ——ASBJ

去る4月2日、企業会計基準委員会は、第544企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は以下のとおり。

四半期報告制度の見直し

四半期会計基準等と中間会計基準等を統合した「期中会計基準等」の開発について、審議が行われた。前回（2025年4月10日号（No.1740）情報ダイジェスト参照）の審議を踏まえた「期中財務諸表に関する会計基準（案）」等の修正文案が示され、委員からは特段の異論は聞かれなかった。

次回（4月17日開催予定）公表議決を行う方針が示された。

後発事象に関する会計基準

後発事象の定義に関し、個別論点として識別した、「後発事象の基準日」に関する検討が行われた。

重点テーマ審査において株主総会前の提出を行わなかった場合の今後の予定等について調査を行うなどの対応を検討している。

後発事象の定義においてその基準日は、現行の監査基準報告書560実務指針1号においては、「監査報告書日」とされている一方、IAS10号「後発事象」では「財務諸表の公表の承認日」とされている。

事務局から、国際的な整合性や、サステナビリティ開示基準との整合性を図ること等の理由から、「財務諸表の公表の承認日」とする提案が示された。

また、会計監査人設置会社の計算書類における後発事象の基準日については、会社法では計算書類に関して機関がなすべき行為が定められているため、「公表の承認日」にすることに支障があるとの分析がされた。そこで実務上の変更が生じないよう、「経営者確認書日」を基準日とする案が示された。

委員からは賛成意見が聞かれた。

企業会計基準諮問会議からのテーマ提言への対応

前回（2025年4月10日号（No.1740）情報ダイジェスト参照）、企業会計基準諮問会議から、法人税等会計基準等の見直しを新規テーマとする提言がなされたことを受けて、次の対応方針が示された。

- ・法人税等会計基準の適用対象となる税金についての原則的な定めを置く。
- ・見直し後の法人税等会計基準の適用範囲については、現行の適用範囲を変更することがないように基準開発を行う。
- ・個別の税金ごとの具体的な取扱いには補足文書において取扱いを示す。
- ・税制改正によって個別の税金の創設・廃止が行われたときは、補足文書の変更により機動的に対応する。
- ・検討に関しては、税効果会計専門委員会に対応する。

委員からは賛意が聞かれ、新規テーマとして取り上げることとされた。

減損プロジェクトの分類・測定のための改正方針、検討

ASBJ、金融商品専門委

去る4月1日、企業会計基準委員会が、第236回金融商品専門委員会を開催し、金融資産の減損について審議を行った。また、4月2日開催の第544回親委員会でも同テーマについて審議された。

主な審議事項は以下のとおり。

減損プロジェクトにおける分類・測定のために

改正方針

これまでの議論を踏まえ、減損プロジェクトにおける分類・測定のために定める改正方針について、次の事務局提案が示された。

(1) 償却原価(POC)含む

原則としてIFRS9号「金融商品」の実効金利法による償却原価に関する定めを取り入れる方向で検討する。具体的には、金融商品会計基準において、金融商品別に貸借対照表価額とハイレベルな会計処理を定める。定額法などの債券に関するオプションについて再検討する。

(2) 金融保証契約

金融保証契約の発行者の会計

処理について、IFRS9号の定めを取り入れる方向で検討する。具体的には、金融商品会計基準において、貸借対照表価額に関する定めを設け、予想信用損失モデルの対象となることを明記する。金融商品実務指針における現行の債務保証契約および保証料の授受に関する会計処理については必要に応じて見直す。

(3) ローン・コミットメント

IFRS9号の減損の定めを取り入れる方向で検討する。具体的には、金融商品会計基準において、貸借対照表価額に関する定めを設け、予想信用損失モデルの対象となることを明記する。金融商品実務指針における当座貸越契約および貸出コミットメントに関する現行の定めについては必要に応じて見直す。

(4) 直接償却

IFRS9号の定めを金融商品実務指針に取り入れる。

(5) 貸付金代替性債券

金融商品会計基準において、貸付金代替性債券の定義および

経理に効く法律雑学

冤罪

弁護士 白川 敬裕

「弁護士は、どうして悪い人を弁護するのですか？」と聞かれることがあります。この問いに一言で答えるなら、「人間は不完全で、間違えることがあるから」です。

私自身、弁護士になる前は、刑事裁判の裁判官として、合議事件（3人の裁判官で行う裁判）に関わっていました。100%の確信に至ることはありませんでした。

「検察官が提出した証拠が偽造かもしれない」、「被告人が法廷で自白していても、誰かをかばっているのかもしれない」などと疑い始めればキリがなくなるからです。

刑事ドラマや映画だと、視聴者は、犯行現場のシーンを見ることで、「この人が、犯人だったのか!」と認識できます。

しかし、現実には、裁判官が事件の現場を目撃したわけではなく、タイムマシンで過去の現場に戻ることもできず、「過去の痕跡(すなわち、証拠)」によって判定するしかありません。

人間の認識能力にも限界があります。ある裁判官が経験談として、「勾留中の被告人は軽装、スリッパで出廷していたが、保

釈された後、スーツとネクタイを着用して出廷した被告人を見て、印象が変わった」と語っていました。

心理学上、「相手の内面を冷静に分析することなく、特徴や身に着けているものから評価を作ってしまう傾向」を「ハロー効果」といいます。

裁判官も人間ですから、被告人に対する印象が絶対に左右されない、とは言い切れません。

人類は冤罪を生み出す失敗を繰り返してきました。ヨーロッパでは、16世紀から17世紀にかけて、「魔女狩り」が行われた地域もあり、悪魔の手先として魔術を行うとの疑いをかけられ、10万人以上といわれる人々が殺害されたそうです(『詳説 世界史』山川出版社)。

「ドレフュス事件」は世界史の教科書に登場する冤罪事件です。ユダヤ系の軍人ドレフュスは、ドイツに機密を流したスパイ容疑で終身刑を宣告されました。有罪の決め手となった文書の筆跡が別人のものか気ついた軍人もいましたが、体面を重視する軍部はこれを隠匿したそうです。のちに誤審と判明し、ドレフュスは最終的に無罪となり

ました。

人類の歴史上の反省を踏まえながら、各国の憲法や刑事裁判の制度が整えられてきました。日本の憲法にも、「法律の定める手続によらなければ、刑罰を科せられないこと」、「弁護人を依頼する権利があること」が定められています(日本国憲法31条、34条)。

それでも、冤罪がなくなることはありません。

無罪となった元厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の事件について、事件の主任検事であった大阪地検特捜部の検察官が、証拠として押収したフロッピーディスクを改ざんした疑いで逮捕され、実刑判決を受けました。ドレフュス事件の軍部と同じように、検察庁の体面を保とうとしたのでしよう。

組織や自身の面子を保とうとすることも、人間の本質といえるのかもしれない。

冤罪をゼロにすることはできなくても、ゼロに近づける不断の努力が必要です。

そのためには、「自分自身も含め、人間は不完全で、間違えることがある」と自覚することが肝要です。

国債買入れ縮小が問う金利と財政の耐久力

貸借対照表価額に関する定めを新設し、予想信用損失モデルの対象となることを明記する。その際、貸付金代替性債券の名称、その他有価証券から除いて新たな分類を設けるかどうか等についてあわせて検討を行う。

*

専門委員からは、方向性に賛意が聞かれた。また、「(5)『貸付金代替性債券』の定義の明確化を」との意見が聞かれた。

第544回親委員会でも、異論は聞かれなかった。

IFRS9号の設例の文案

IFRS9号「金融商品」を新適用指針に取り込むにあたって、第543回親委員会(2025年4月10日号(No.1740)情報ダイジェスト参照)で聞かれた意見を踏まえて見直した設例1から設例5、ならびに設例6から設例10、設例12の文案が示された。

IFRS9号の設例12「引当マトリクス」を、設例11「期日経過に応じた引当率を定める方法」とするなどの変更が示された。

専門委員ならびに第544回親委員会では、特段の異論は聞かれなかった。

日本銀行は4〜6月期の長期国債買入れ計画において、10〜25年物の買入れを前回公表時の月4、500億円から4、050億円に減額した。長期金利がすでに1・6%前後まで上昇するなかでの買入れ削減は、金利上昇に抗わず、むしろ市場の動きを追認する姿勢を明確に示した形だ。

本来、金利上昇を抑制したいのであれば、中央銀行が長期債を積極的に買い入れることで価格を支え、利回り上昇を抑えるという選択肢がある。だが今回はその逆で、日銀が買い控えることで、市場に対し「今後は民間が価格形成を担ってほしい」というメッセージになっている。

この日銀のスタンスは昨年から継続されていた。2024年7月の決定会合で「国債市場の安定に配慮するための柔軟性を確保しつつ、予見可能な形で減額していくことが適切である」と公表し、毎四半期ごとに4、000億円ずつ減額するとしていた。つまり、急変動は避けつつも、異次元緩和からの段階的

な「出口」を進める意思を示していた。その結果、国債市場において価格の安定装置として機能していた日銀の存在感は徐々に後退し、価格形成の主導権は民間投資家に委ねるという正常な形へ方向づける一助になる。これは市場の健全化という点で前向きな一歩ともいえるが、同時にボラティリティの高まりや、流動性の低下といった新たな不安定要因が生じるリスクもある。特に、超長期ゾーンでは生命保険会社や年金基金が慎重姿勢を崩しておらず、買い手不足が続く可能性もある。

市場がこの構造変化に適應できなければ、長期金利の一段の上昇も現実味を帯びてくる。企業にとっては、こうした環境下での長期資金調達コストの上昇が避けがたく、借入れや社債発行の戦略にも再考が求められる。さらに金利上昇は利払い費の増加を通じて財政制約を強め、歳出・歳入構造の見直しを促す。市場機能を重視する金融政策と、持続可能な財政運営の両立が次の経済正常化の鍵となる。

経理用語の豆知識



会計上の見積りにおける重要な仮定

監査人は、経営者がどのように会計上の見積りを行ったかを検討する場合、会計上の見積りを行う際に利用した見積手法、重要な仮定およびデータの選択および適用に関する重要な虚偽表示リスクについて、十分かつ適切な監査証拠を入手することが求められる。

重要な仮定に関するリスク対応手続は、以下の事項に対応するものでなければならない。①重要な仮定が、適用される財務報告の枠組みに照らして適切であるかどうか。また、過年度からの変更がある場合には、当該変更が適切であるかどうか。②重要な仮定の選択に関する判断が経営者の偏向が存在する兆候を示していないかどうか。③監査人が監査の過程で得た知識に基づき、重要な仮定が相互に整合しており、他の会計上の見積りまたは企業の事業活動における他の領域で使用した仮定と整合しているかどうか。④該当する場合、経営者が特定の行動方針を実行する意思とその能力を有しているかどうか。

証券

関税引上げの株価負け組は、日米両国

株式市場は、トランプ関税が世界経済に及ぼすデメリットを憂慮してきた。関税引上げが具体化して以来、世界の株式市場・株価は不安定な動きを続けている。

トランプ関税は相手国によって内容が異なり、また国際化の進んだ現在の世界経済では複雑な分業体制が形成されているため、表面的な対米輸出依存度の高低だけで関税引上げの影響を測定するのは困難である。そのためか、国別に株価の変動をみると意外な事実が明らかとなってくる。

関税引上げが公表されてから約2カ月間、大半の国の株価は下落した。しかし、厳しい関税引上げを突き付けられたカナ

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2025年3月27日	2025年3月補足文書	SSBJ	ISSB基準に関する付属ガイダンスおよび教育的資料のうち、ISSB基準の適用において参考となるものについて、わが国のサステナビリティ開示基準の適用にあたって参考にできるように、補足文書と位置づけたもの。「IFRS S1号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項』に関する付属ガイダンス」、「IFRS S2号『気候関連開示』に関する付属ガイダンス」、「教育的資料『気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面』」等7本が公表されている。 https://www.ssb-jjp.jp/news_release/402512.html
2025年3月31日	法律13号 所得税法等の一部を改正する法律等		令和7年度税制改正として、所得税の基礎控除の上乗せや防衛財源確保のための防衛特別法人税の創設、リース取引に係る所要の整備等を講ずるもの。同日付で、法律7号「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」や、関連する改正政省令も公布されている。 https://www.kanpo.go.jp/20250331/20250331t00008/20250331t00008056f.html
2025年3月31日	内閣府令31号 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令	金融庁	ASBJが2024年年次改善プロジェクトの一環として、3月11日に改正企業会計基準27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等を公表し、特別法人事業税の取扱いを明確化したことを受け、財務諸表等規則および同ガイドライン、連結財務諸表規則および同ガイドラインについて、所要の改正を行うもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250331/20250331.html
2025年4月1日	有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等(識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集を含む)及び有価証券報告書レビューの実施について(令和7年度)	金融庁	令和6年度の有価証券報告書レビューとして、サステナビリティに関する企業の取組の開示、コーポレート・ガバナンスに関する開示(特に監査役会等の活動状況および政策保有株式に関連した開示)、および、改正内部統制府令に基づく訂正内部統制報告書の記載事項等について審査が実施され、そのなかで識別された課題について、今後の有報の作成にあたって留意すべき事項等として取りまとめたもの。また、令和7年3月期の有報レビューのテーマとして、重要な契約等の開示、政策保有株式の保有目的に関する開示、2024年4月施行の改正内部統制府令による内部統制報告書等、株主総会前の有報提出が挙げられている。 https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250401-3/20250401.html

ダ、メキシコ、中国の株価指数はわずかながら上昇した。中国とカナダは米国に対し、報復関税を課すと決定している。

また、ドイツ、スペインのEU勢、ベトナム、シンガポールのアジア勢も株価上昇組である。いずれも米国の関税引上げのデメリットは大きくないと評価されているのであろう。

一方、株価下落の先頭に立つのが米国と日本である。両国とも、株価指数によって下落幅に差があるが、米ナスダックは11%下落、日経平均は10%下落と2桁の下落幅となった。この他のNYダウ、S&P500といった米株価指数が5〜7%の下落、日本のTOPIXは5%弱の下落となった。

トランプ大統領は関税引上げを強行しながら、これで米国の製造業が復活し、雇用や所得が増え、黄金時代を迎えたとご満悦である。しかし、米国民の多くは関税引上げによる物価上昇を懸念しているようだ。

日本の株価は、米国が日本車も関税引上げの対象であると発表したときから下落が急に目立ってきた。日本は報復関税を課すことはできず、米国の関税引上げ対象から日本車除外を要

請することしか手がない。これから米国は影響が大きいとされる相互関税を発動する。日本の株価には憂鬱な季節が続きそうだ。

お詫びと訂正

本誌2025年4月1日号(No.1739)特集にて誤りがありました。読者の皆様にご丁寧に訂正いたします。

●14頁 3段目 8行目、

(誤) 簡素な実効税率(連結財務諸表上の法人税額(対象租税以外を除く)÷国別報告事項における国別の調整後税引前当期利益の額)が17%以上(2025年3月期)^(※)

(※) 2026年3月期は16%以上、2027年3月期は15%以上

(正) 簡素な実効税率(連結財務諸表上の法人税額(対象租税以外を除く)÷国別報告事項における国別の調整後税引前当期利益の額)が15%以上(2025年3月期)^(※)

(※) 2026年3月期は16%以上、2027年3月期は17%以上